

日本二分脊椎症協会 兵庫支部 会則

<第1章 総則>

第1条 名称 本会は、「二分脊椎症協会 兵庫支部」と称する。

第2条 設置場所 本会の場所は支部長の自宅とする。

第3条 目的 本会は、二分脊椎症児者及びその家族の持つ色々な悩みや問題をお互いに助け協力し合い、医療・教育・生活などを向上させる為の活動に努める。日本二分脊椎症協会の発展の為に、より多くの一般理解者を求め、賛助会員の拡大に努力する。

<第2章 会員>

第4条 入会 二分脊椎症児者及び症児者を持つ父母等で会の目的に賛同する人は誰でも入会することが出来る。但し原則として兵庫県在住の人が兵庫支部に入会所属することが出来る。

第5条 会員 本会は、原則として以下の会員を持って組織される。
本会員 二分脊椎症児者とその父母等とする。(青年会員を含む)
青年会員 中学生修了者以上の年齢相当な二分脊椎症者、及びその父母とする。
賛助会員 二分脊椎症協会 兵庫支部の発展の為に賛同して頂ける症児者とその父母等以外の人とする。

第6条 会費

本会員	年間	¥8400	月額	¥700
青年会員	年間	¥8400	月額	¥700
賛助会員	年間1口	¥1000	2口以上	
会費内訳	本部会費	月額	¥200	
	支部会費	月額	¥500	

第7条 退会 退会希望者は書面で支部長に届け出て、退会者とする。
本会は2年間会費を未納した場合、書面で予告の上、期日までに当人より連絡がなければ退会者とする。

<第3章 役員>

第8条	役員	支部長	1名	本会を代表し会務を統括する。
		副支部長	若干名	支部長を補佐し、支部長不在の時は職務を代行する。
		新入会員担当	1名	入会希望者と連絡を取り、申し込み手続きを行なう。
		会計	1名	金銭の出納及び財務を管理する。
		会計監査	1名	会計の監査をし、その結果を総会で報告する。
		機関紙部	2名	「ひろば」、「道」の発行に従事する。
		賛助担当	1名	賛助会員の拡大及び管理・会計に従事する。
		ホームページ担当	1名	ホームページを通して支部の運営を紹介する。
		青年部代表	1名	青年部の代表として部務を統括する。
		相談役	若干名	支部長の諮問に答え、他役員に意見できる。

第9条 選出及び任期

役員は総会において選出し、承認を得るものとする。役員の任期は1年とする。
但し、再選を妨げない。

<第4章 活動>

第10条 総会 毎年1回総会を開催し、活動報告・会計報告・役員改選等を行う。

第11条 例会 毎年数回例会を開催し、他の事業も含め次の様な活動を行う。
学びあい→子どもたちの持つ障害を克服と社会生活の適応の為に
専門医師、先生方より学ぶ。
考え合い→同じ立場にある父母共通の問題を話し合い、考え合う。
助け合い→同じ立場にありながら適切な医学的処置や社会適応の方法を
知らない人々或いは二分脊椎症の障害について理解していない人
に対して助け合う。

第12条 召集 役員会、全国大会、総会、例会等は役員会により召集することが出来る。

第13条 交渉等 厚生省、県、市、町等への要望交渉には会員は必ず参加する。

<第5章 付則>

第14条 改廃 会則の改廃は総会の決議にて行うことが出来る。

兵庫支部設立 1975年4月

2012年4月1日一部改正。同日より実施する。

2014年4月1日一部改正(会費)。同日より実施する。

2018年4月1日一部改正(設置場所、会員)。同日より実施する。